

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	東京都立産業技術高等専門学校に係る高等学校等就学支援金、給付型奨学金、学び直し支援金及び奨学のための給付金支給事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、東京都立産業技術高等専門学校における高等学校等就学支援金、給付型奨学金、学び直し支援金及び奨学のための給付金支給事務において個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和4年7月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	東京都立産業技術高等専門学校に係る高等学校等就学支援金、給付型奨学金、学び直し支援金及び奨学のための給付金支給事務
②事務の概要	<p>(高等学校等就学支援金) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、東京都立産業技術高等専門学校(以下「都立高専」という)に通う学生で、保護者等の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合計額が一定額未満の者に対して、その合計額に応じて授業料に充当する支援金を支給する。</p> <p>(給付型奨学金) 東京都立産業技術高等専門学校授業料軽減及び選択的学習活動支援制度実施要綱に基づき、都立高専に通う学生で、保護者等の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合計額が一定の範囲内の者に対して、授業料に充当する支援金又は、主体的な教育活動への参加を確保するため必要な経費を支給する。</p> <p>(学び直し支援金) 東京都立産業技術高等専門学校学び直し支援金交付要綱に基づき、都立高専に通う学生で、保護者等の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合計額が一定額未満であり、かつ過去に退学した高等学校等の在学実績により、標準修業年限を超過した者に対して、授業料に充当する支援金を支給する。</p> <p>(奨学のための給付金) 東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金支給要綱に基づき、都立高専に通う学生の保護者等で、世帯の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が一定額未満の者に対して、学生の主体的な教育活動への参加を確保するため、その負担能力の程度に応じて、必要な経費を支給する。</p> <p>なお、上記事業について申請者から申請があった場合、東京都総務局総務部企画計理課において、マイナンバーを使用して地方税関係情報等を照会の上審査を行い、受給資格及び支給を決定する。</p>
③システムの名称	各種奨学金・給付金支給事務に係る情報連携支援ツール
2. 特定個人情報ファイル名	
都立高専各種奨学金等支給事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 マイナンバー法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 マイナンバー法第9条第2項 マイナンバー法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第一</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 マイナンバー法第19条第8号 別表第二 113の項 マイナンバー法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条 マイナンバー法第19条第9号 マイナンバー法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第一</p> <p>【情報提供】 マイナンバー法第19条第8号 別表第二 113の項 マイナンバー法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都総務局総務部企画計理課
②所属長の役職名	大学調整担当課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都 総務局 総務部 企画計理課 大学調整担当 〒163-0081 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎12階南側 電話:03-5388-2289 ファクシミリ:03-5388-1617
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都 総務局 総務部 企画計理課 大学調整担当 〒163-0081 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎12階南側 電話:03-5388-2289 ファクシミリ:03-5388-1617

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	IVリスク対策	なし	項目の追加	事後	項目の変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 番号法第19条第8号 【情報提供】 番号法第19条第7号	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第9号 【情報提供】 番号法第19条第8号	事前	重要な変更
令和4年4月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法	マイナンバー法	事前	任意に事前に提出
令和4年4月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	マイナンバー法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第一(改正予定)	マイナンバー法に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 別表第一	事前	任意に事前に提出
令和4年4月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法	マイナンバー法	事前	任意に事前に提出
令和4年6月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	作業支援ツール、団体内統合宛名サーバ、中間サーバ、住民基本台帳システムネットワークシステム	各種奨学金・給付金支給事務に係る情報連携支援ツール(以下、支援ツール)	事前	任意に事前に提出
令和4年6月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法	マイナンバー法	事前	任意に事前に提出
令和4年6月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 マイナンバー法第19条第8号 別表第二 113の項 マイナンバー法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条 なお、文部科学省の見解を踏まえ、情報提供は行わない。	【情報提供】 マイナンバー法第19条第8号 別表第二 113の項 マイナンバー法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条	事前	任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月6日	I 関連情報 6. 他の評価実施期間	(空欄)	—	事前	任意に事前に提出
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の 計数か)	平成30年1月31日時点	令和4年4月1日時点	事前	重要な変更
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数(いつの時点の 計数か)	平成30年1月31日時点	令和4年4月1日時点	事前	重要な変更